

# 桐生市男女共同参画計画 (令和3年度～令和7年度版)

概要版



## 計画の性格

- ◆「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「群馬県男女共同参画基本計画（第5次）」を勘案し、桐生市男女共同参画推進協議会や桐生市男女共同参画庁内推進会議における協議、市民意識調査、パブリックコメント等による意見を反映して策定しています。
- ◆基本目標Ⅱの項目については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定される市町村推進計画として位置付けています。
- ◆基本目標Ⅲ 施策の方向1の項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定される市町村基本計画として位置付けています。
- ◆本市の最上位計画である「桐生市第六次総合計画」の個別計画としての性格を有するとともに、その他の市の関連計画との整合性を持つものです。

## 計画の期間

この計画の期間は、**令和3年（2021年）度から令和7年（2025年）度までの5年間**とします。なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 主な指標

	施策	参考値	現状値	目標値
基本目標Ⅰ	「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しない人の割合	47.4% (H26年度)	47.5% (R1年度)	60.0%
	男女共同参画セミナー参加者のうち「参考になった」と回答した人の割合	74.1% (H27年度)	89.7% (R1年度)	92.0%
基本目標Ⅱ	各種委員会等における女性委員の割合	22.0% (H27年度)	22.9% (R2年度)	30.0%
	ママ&パパ教室における父親の受講割合	77.5% (H27年度)	78.0% (R1年度)	80.0%
	女性に対する創業支援件数	—	年間 9件 (R1年度)	年間 20件
基本目標Ⅲ	DVを受けた際に誰にも相談しなかった人の割合	57.6% (H26年度)	46.3% (R1年度)	35.0%
	健康教育への参加者のうち健康意識向上者の割合	—	69.2% (R1年度)	90.0%

## はじめに

人口減少が本格化するとともに世界有数の長寿社会を迎えるわが国においては、社会経済状況の変化や、家族形態・ライフスタイルの多様化が進む一方で、社会の中に依然として残る「男は仕事、女は家庭」等の固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣習等が、新たな働き方や暮らし方への転換を阻み、多くの問題の解決を困難にしている状況にあります。

今後、全ての人が「人生100年時代」を豊かに暮らし、持続可能な社会を築いていくためには、全ての人が性別や年齢にかかわらず、自らの個性や能力を最大限発揮するための機会を享受できる「男女共同参画社会」の実現が不可欠といえます。

本市では、社会状況の変化等に対応しながら、より一層の男女共同参画の推進を図っていくため、「桐生市男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度版）」を策定いたしました。家庭や地域、学校や職場等、あらゆる場面における取り組みが重要となりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

桐生市男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度版）【概要版】

発行年月：令和3年3月 編集・発行：桐生市市民生活部地域づくり課  
住所：〒376-8501 桐生市織姫町1番1号 TEL：0277-46-1111  
URL：<https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/danjo/index.html>



## 計画の基本理念

男女が社会の対等な構成員として互いを尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、いきいきと暮らすことができる

**男女共同参画社会の実現** を目指します。

## 計画の基本目標

### I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり



全ての市民が男女共同参画について正しく理解し、家庭や地域、学校、職場等に残る「固定的な性別役割分担意識」を解消していくことを促すとともに、一人ひとりが互いの人権を尊重し、「性別を問わず誰もが能力を発揮できる環境づくり」に自ら取り組んでいけるよう支援します。

### II あらゆる分野における男女共同参画推進



社会の対等な構成員として、男女間の実質的な機会の平等が図られ、双方の視点や意思が社会のあらゆる分野に反映されていくよう、政策・方針決定過程への女性の登用を推進します。また、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、さまざまな分野において活躍していけるよう、多様かつ柔軟な働き方の促進や、育児・介護の支援体制の充実を図ります。

### III 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり



誰もが安全安心に暮らせる環境づくりのため、女性等への暴力根絶に向けた啓発・被害者支援を行うとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の強化に取り組みます。

また、誰もが健康で、自立して社会に参画していくための支援体制の充実を図ります。

## 計画の体系

基本理念

男女共同参画社会の実現

基本目標	施策の方向	施策目標
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1 男女共同参画を進める環境づくり 2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	1) 男女共同参画の視点の理解浸透
		2) 人権を尊重する意識の醸成
II あらゆる分野における男女共同参画推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成
		2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
III 男女がともに安全安心に暮らせるまちづくり	1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 2 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	3) 生涯にわたる多様な学びと地域参画の推進
		1) 行政分野における女性の参画拡大
		2) 職場や地域活動等における女性の参画拡大
	3 生涯にわたる健康づくり支援	1) 多様かつ柔軟な働き方の促進
		2) 男女共同の家事・育児・介護の推進のための環境整備
	4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり	1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
		2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
		3) 子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進
1) 防災施策における男女共同参画の視点の強化		
4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり	2) 防災の現場における女性の参画拡大	
	1) さまざまな世代への健康管理支援	
	2) スポーツ分野における男女共同参画の推進	
	1) 生活上の困難を抱える人の自立促進	
4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり	2) 高齢者が安心して暮らすための環境整備	
	3) 障がい者が安心して暮らすための環境整備	
4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり	4) 外国人住民が安心して暮らすための環境整備	

女性活躍推進法推進計画

DV法基本計画